

「悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定」の一部改正(案)の概要

1 趣旨

県では、悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）に基づき、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を指定し、当該地域についての規制基準を定めています。悪臭の規制方式には、においの原因となる特定悪臭物質（22物質）の濃度による「物質濃度規制」と、人間の嗅覚を用いてにおいを総合的に評価する「臭気指数規制」があり、各市町村の地域ごとにいずれか一方の規制方式により基準を定めています。

このたび、朝日町の規制地域の規制方式について、地域の状況に合わせて、「物質濃度規制」から「臭気指数規制」に変更することとし、関係する告示を改正する予定としております。

2 改正する告示

平成16年3月30日県告示第383号(悪臭防止法に基づく地域の指定及び規制基準の設定)

3 改正の概要

朝日町の規制地域の規制方式を「物質濃度規制」から「臭気指数規制」に変更します。

なお、規制地域の区分は変更せず、都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域ごとに、区域の区分と規制基準は以下のとおりとなります。

区域の区分	A区域	B区域	C区域
朝日町の規制地域	第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	近隣商業地域 準工業地域	該当なし
規制基準（臭気指数） 法第4条第2項第1号	1 2	1 5	1 9

※臭気指数は、人間の嗅覚でその臭気を感じできなくなるまで試料を希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から算定される数値であり、臭気指数10は10倍、臭気指数20は100倍に希釈することで大部分の人がにおいを感じなくなる臭気である。

4 改正の理由

朝日町における近年の悪臭の原因が多岐にわたっているため、特定の悪臭物質の濃度に着目した現在の規制では、生活環境の保全への対応が不十分になると考えられることから、臭気を総体としてとらえることで未規制物質や複合臭による悪臭も捕捉することができる「臭気指数規制」に変更するものです。

5 施行予定時期

令和6年5月

6 物質濃度規制と臭気指数規制の比較

	物質濃度規制	臭気指数規制
規制の概要	政令で定める特定悪臭物質（22物質）の濃度による規制（法第4条第1項）	人間の嗅覚によって測定する臭気指数による規制（法第4条第2項）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭原因物質の種類を特定し、濃度を定量できるため、発生源の特定や対策がしやすい。 機器分析のため、測定の再現性・信頼性が高く、連続測定や多検体の短時間測定も可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 40万種類以上あるといわれるにおい物質や複合臭（相乗・相殺作用）に対しても評価が可能である。 住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすく、結果の数値にイメージがわかりやすい。 高価な設備がなくても測定可能。
測定方法	<ul style="list-style-type: none"> 機器分析法（ガスクロマトグラフ等） 計量証明事業者等に委託 	<ul style="list-style-type: none"> 嗅覚測定法 臭気判定士の資格を有する臭気測定業務従事者等に委託
規制対象	県知事（市の区域は市長）が指定する規制地域内の全ての工場・事業場 ※規制地域は、原則として都市計画法の用途地域を基に、3つに区分して指定している。 （A区域：住居系、B区域：商業系、C区域：工業系）	
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 規制基準*の遵守義務（法第7条） 市町村長による改善勧告及び改善命令（法第8条第1項、第2項） 事故時の応急措置、復旧及び市町村長への通報の義務（法第10条第1項、第2項） 	
設定状況（山形県）	6市6町 山形市、寒河江市、村山市、東根市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、小国町、白鷹町	7市10町 米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、上山市、長井市、天童市、山辺町、中山町、大石田町、金山町、最上町、真室川町、高畠町、川西町、庄内町、遊佐町
設定状況（全国）	833市町村 （448市、348町、37村）	467市区町村 （290市、133町、21村、23特別区）

※いずれの規制方式も、規制基準の範囲は臭気強度 2.5～3.5 に相当する値で定められている。

臭気強度	判定の目安
0	無臭
1	やっと感知できるにおい
2	何のにおいであるかわかる弱いにおい
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい